

愛知県病院事業庁勤怠等管理システム一式（あいち小児保健医療総合センター）調達仕様書

1 調達名

愛知県病院事業庁勤怠等管理システム一式（あいち小児保健医療総合センター）

2 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

3 導入場所

あいち小児保健医療総合センター（以下、「センター」という。）

4 導入の目的

病院事業庁における病院等の現場における勤怠等を管理するシステムの導入は、平成31年4月改正施行の働き方改革関連法により求められる「労働時間の客観的な把握の義務化による適切な勤務管理」を実現する大前提となるものである。

適切な勤務管理に必要な勤務管理データの収集・管理等を変則勤務職場である病院において実施することは、膨大な事務作業が発生する。

また、医師や看護師等はシステム環境の整備が進んでいなかったため、その代行入力処理等のために必要となっている膨大な事務作業の効率化も併せて図る必要がある。

本業務委託は、これらの課題を解決するために、出退勤時間や超過勤務実績、休暇取得実績等を一元的に管理するシステムを導入することを目的とし、公募型プロポーザル方式により業務受託者を選定する

5 導入条件

- (1) 契約者は、勤怠等管理システム（以下「本システム」という。）を構築するすべての作業をする。なお、契約者は、仕様書に基づき、作業スケジュール表（任意様式）を提出した上で、センターの定める担当者（以下「システム管理者」という。）と密接に連絡を取りながら、以下に掲げる条件、調達内容を遵守し作業を行うこと。
- (2) 本システムの対象範囲は、職員の出退勤管理をはじめ、年次有給休暇・任意の休暇・時間外勤務申請・承認等の機能を有し、管理監督職による効果的な労務管理を行うことができるシステムの構築及びその環境整備を範囲とし、既設ICカード用タイムレコーダー（アマノ(株)製SX-250A、以下「タイムレコーダー」という。）の打刻データと連携すること。
- (3) 本システムの稼働環境は、診療情報システム環境を想定している。設定については、現状調査、詳細設計を十分行った上で実施すること。
- (4) 既存の愛知県人事管理システム（以下「人事システム」という。）、看護支援システム（キヤノンメディカルシステムズ(株)製HAPPY HARMONYをいう。以下同じ。）とのデータ連携につ

いて整合性を確保すること。

- (5) 本システムのセットアップ、設定及び動作確認は必ず行うこと。
- (6) 本システム構築調達において、契約者以外の業者との連携、調整が必要となる場合は、必ずシステム管理者に報告するとともに、契約者の責任において処理すること。
- (7) 本システム構築における詳細設計については、システム管理者へのヒアリング、既存規程等の調査、業務運用を把握した上で実施すること。
- (8) 打ち合わせは必要に応じ、契約者が主体的にシステム管理者、その他関係部署と行うこととする。
- (9) 契約者は、調達の全部又は一部を第三者に再委託することはできない。ただし、あらかじめ病院事業庁の承諾を得たときは、この限りでない。

6 本システムの基本要件

(1) 本システムの基本要件

- ① 本システムは、拡張性・柔軟性に優れた契約者がパッケージシステムとしてあらかじめ製品化し、公的医療機関において稼働実績のあるものとする。

機能要件は、「愛知県病院事業庁勤怠等管理システム一式（あいち小児保健医療総合センター）調達公募型プロポーザル実施要領」に規定する様式第4号「勤怠等管理システム機能要件書」のとおりとする。

- ② タイムレコーダーによる出退勤の打刻データを本システムに取り込み、職員がパソコン用ブラウザを使用して、休暇・時間外申請、勤務表や勤務状況等の作成・閲覧ができるシステムであること。

また、管理者権限、所属長権限等、職員の担当する業務や役職に応じて利用できる機能を設定することのできるものとする。

- ③ 休暇、時間外勤務においては、各自職員がパソコン上で申請を行い、所属長等（師長、科長、グループ班長等をいう。以下同じ）が電子決裁（承認・却下）できるシステムとする。また、休暇日数（残日数）及び時間外勤務の自動集計ができるものであること。
- ④ 職員マスタについては、センターが提供する既存の職員・組織データの一括又は一部のインポートにより作成できること。また、インポート後の当該データの確認ができること。
- ⑤ 本システムは、看護支援システムからのインポートデータにより、日々連携すること及び人事システムに必要なエクスポートデータを作成できること。
- ⑥ 本システム利用職員の増加について対応可能であること。また、打刻データ、休暇データ、勤務時間データ、時間外勤務データ等は5年間保存可能であること。
- ⑦ 正規職員のみならず、非正規職員についても正規職員と同様の処理ができること。
- ⑧ 変則勤務登録、週休日・振替休日・代休日、年次有給休暇、任意の休暇・休業の登録を可能とすること。振替休日・代休日は1日又は半日（4時間）単位で取得でき、各種休暇・休業は1日又は半日、時間単位、分単位で取得でき、期間管理ができること等、フレキシブルな対応ができること。また、年次有給休暇は基準日に年次繰越計算ができ、各種休暇の申請

は事後申請を可能とすること。

- ⑨ 時間外勤務申請は始業前・終業後及び休日勤務の申請を可能とし、職員の事前申請、所属長の事前承認を原則とするが、事後申請及び事後承認についても可能とすること。また、深夜労働や代休の休日労働における割増率 25%、時間外労働の割増率 125%（深夜労働の場合 150%）、休日労働の割増率 135%（深夜労働の場合 160%）、月 60 時間を超えた場合の割増率（時間外労働 150%（深夜労働 175%）、休日労働 150%（深夜労働 175%）又は時間外勤務代休時間への換算、週 38 時間 45 分に満たない短時間勤務職員の時間外労働の割増率 100%）を月締めで個人毎に自動集計し、指定様式の CSV で出力できること。
- ⑩ 宿日直勤務は申請・承認により管理し、月締めで個人毎に勤務回数を自動集計できること。
- ⑪ 各種集計結果を CSV 又は Excel で出力できること。
- ⑫ 働き方改革に対応した、残業時間上限規制に抵触する恐れのある職員リストの一覧表が出力できること。
- ⑬ 本システムの運用時間は、バックアップ、サーバー再起動等に必要な時間を除き、24 時間 365 日利用可能とすること。なお、バックアップ作業やサーバー再起動等メンテナンスを行う際は、事前（概ね一週間前まで）にシステムの管理者へ利用不可能日時連絡を入れること。

(2) ハードウェア（サーバー）の基本要件

- ① サーバーはオンプレミス型とする。
- ② 本システム導入後のデータ量増加等を想定して、クライアント（利用予定職員数約 1,000 名）の操作において、快適なレスポンスが実現できること。また、本稼働後、運用中にデータ保存領域及び処理能力が不足する場合は、別途協議とする。
- ③ クライアント数の増加や他システムとの連携等へ対応できる拡張性を有すること。
- ④ 定期的にバックアップ（日次処理）を実施できるサーバー構成とすること。
- ⑤ ウイルス等への対策として、本システムの対象となるサーバーにはウイルス検出ソフトを導入し、定期的にパターンファイルを更新することで、常に最新のウイルス検出ソフトによってウイルスチェックが行われること。ウイルス検出ソフトは、原則としてセンターが導入しているものを使用すること。システム要求により適合しない場合は、別途協議すること。
- ⑥ 本システム運用に必要となるサーバーについては、契約者で調達すること。
- ⑦ 停電及び障害等に対応するため、無停電電源装置を装備すること。

[参考]

あいち小児保健医療総合センターの標準的クライアント性能

種別	内容
OS	Windows 10 Pro
CPU	デスクトップ：Core i5-10500U @3.1GHz ノート：Core i5-1135G7 @1.2-4.7GHz
メモリ	8GB
HDD	128GB SSD
Webブラウザ	Microsoft Edge Chromium版
その他	—

7 マニュアルの作成

- (1) 各権限の種類（管理者・所属長・申請者等）の基本操作マニュアルを作成すること。システムや操作方法に変更があった場合は、基本操作マニュアルの該当箇所を速やかに修正し、システム管理者へ報告すること。
- (2) マニュアルの作成にあたっては、単に「操作方法を説明する」だけではなく、実務の流れに沿ったもの（例：画面コピーを付けて操作順 操作方法を記入する）とすること。
- (3) マニュアルは、紙媒体での納品物のほか、電子媒体のマニュアルをシステム内に格納して、端末操作中の常時参照を可能とすること。

8 システム構築後の運用・サポート

- (1) 日常業務から発生する質問、操作説明、運用助言等のサポート受付窓口を有すること。サポート体制については、後に提出を求める「システム運用サポート体制表」とおりとする。
- (2) 法改正に伴うシステム変更は、法施行日（または適用日）時点で対応できるよう、速やかに別途協議すること。また、当県独自の条例改正等の対応については、当県が別途協議する。
- (3) パッケージベンダーとして実施されるシステム機能の強化（追加・修正）については、追加の費用なく随時に提供されること。また、その際、各種マニュアルの更新を行い報告すること。
- (4) システムの安定的な稼働を妨げる定義変更やセキュリティ上のリスクである不正なデータ変更や抽出を把握するため、行った処理や保守作業において実施した内容をアクセスログとして系統的に取得し、記録すること。

9 契約について

契約期間の令和4年3月31日までに本システムの基本のパッケージ機能（カスタマイズがあった場合はカスタマイズ機能を含む）ソフトウェア、サーバー一式の器械等を納入し、基本運転可能なシステム構成が終了すること。

10 成果品

成果品 1 は、センター事務局内においてシステム管理者が指定する場所に納品すること。

成果品 2～5 は、センター管理課に納品すること。

成果品 2 は、紙媒体で提出すること。

成果品 3～5 は、紙媒体及び電子媒体で提出すること。電子媒体の格納は、USB とする。

成果品 3～5 の作成要領は、以下のとおりとする。

- ・任意様式で A4 判縦に横書きとする。ただし、図表等については、A4 判横、A3 判を使用し
て差し支えない。
- ・文字サイズは基準を 11 ポイントとするが、強調したい部分や注釈等は文字サイズを変更
して差し支えない。
- ・電子媒体は、Microsoft 社 Office (Office2019 と互換性のあるもの) 又は PDF 形式で作成
すること。
- ・成果品 4～5 は、ファイル綴じにして納品すること。

番号	名称	数量
成果品 1	勤怠管理システム（サーバー一式・パッケージソフトウェア）	1 式
成果品 2	完了報告書	1 部
成果品 3	完成図書（任意様式） ・システム構成図 ・システム及び周辺機器仕様・数量 ・サーバー関連資料 ・作業スケジュール及び作業実績 ・カスタマイズ要件書 ・検収報告書 ・打合せ議事録	2 部
成果品 4	基本操作マニュアル（管理者・所属長・申請者等）	各 1 部
成果品 5	システム運用サポート体制表（指定様式・後日配布）	1 部

※電子媒体は、1 部のみご用意ください。

11 その他

- (1) 納品を受けた契約者作成の成果品と仕様書に不一致があった場合は、システム管理者と協議を行い、是正が必要との判断に至った場合、契約者は無償で措置を行うこととする。
なお、本システムの瑕疵担保責任は利用期間中も継続するものとする。
- (2) 上記「10. 成果品」に記載された以外に資料を付することには制限を設けない。
- (3) 契約者は、本契約に関して直接または間接に知り得た一切の内容を契約期間のみならず、その終了後も本調達の目的以外に使用したり、第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

- (4) 契約者は、本契約に係るあらゆる情報を許可なく複写し、又は複製しないこと。許可を得て複写したときは、本契約の終了後、速やかに複写した内容を消去し、再生または再利用ができない状態にすること。
- (5) 契約者は、本契約に関し発生した事故については、その内容に関わらず遅延なく書面をもって報告するとともに、その解決に努めること。
- (6) 構築調達期間中に生じる制度改正については、速やかに対応すること。
- (7) 本仕様書に記載がない事項であっても、本システムの導入、利用にあたり、契約者が企画提案書において提案した事項及び社会通念に照らし本調達の履行において必要不可欠と判断される事項については、本調達の範囲に含むものとし、本仕様書で特に負担者又は負担方法を定めている場合を除き、全て契約者の負担で実施するものとする。
- (8) その他、本仕様書に明記されていない事項については、システム管理者と協議の上決定するものとする。